

## 産業廃棄物処理施設の設置者に対する事前指導要領

施行 平成4年3月18日

改定 平成11年3月23日

改定 平成27年4月1日

改定 令和6年4月1日

### (目的)

第1条 この要領は、産業廃棄物処理施設の設置及び変更において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）及び廃棄物処理法以外の法令（以下「その他の法令」という。）に係る事前協議の手順等を定めることにより、迅速かつ的確な対応を行い、適正な処理施設の設置の促進を図ることを目的とする。

### (適用対象)

第2条 次に掲げる産業廃棄物処理施設（以下「処理施設等」という。）を、設置又は変更しようとする場合とする。

- (1) 福岡市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する要綱別表第1に定める施設（付帯施設（保管施設、積み下ろし、積み出し施設等）を含む。）
- (2) 廃棄物処理法第14条第6項に基づく許可を要する事業において使用する産業廃棄物処理施設（付帯施設（保管施設、積み下ろし、積み出し施設等）を含む。）
- (3) 廃棄物処理法第14条第1項に基づく許可を要する事業において使用する産業廃棄物保管施設（付帯施設（積み下ろし、積み出し施設等）を含む。）
- (4) 前3号に掲げる施設において取り扱う産業廃棄物の種類の変更（増加する場合に限る。）
- (5) その他、産業廃棄物指導課長が必要と認める施設等

### (設置計画書の提出)

第3条 産業廃棄物指導課長は、本市の区域内において具体的な設置計画をもって処理施設等を設置しようとする者に対し、当該計画の内容等を記載した産業廃棄物処理施設設置計画書（様式1）及び別表第1に定める資料（以下「設置計画書等」という。）の提出を求める。なお、当該計画に変更が生じた場合、産業廃棄物指導課長は必要に応じ改めて設置計画書等の提出を求める。

2 産業廃棄物指導課長は、本市の区域内において具体的な設置計画をもって処理施設等を変更しようとする者に対し、当該計画の内容等を記載した産業廃棄物処理施設変更計画書（様式2）及び別表第2に定める資料（以下「変更計画書等」という。）の提出を求める。なお、当該計画に変更が生じた場合、産業廃棄物指導課長は必要に応じ改めて変更計画書等の提出を求める。

(廃棄物処理法に係る事前協議)

第4条 産業廃棄物指導課長は、処理施設等を設置しようとする者又は処理施設等を変更しようとする者（以下「設置等予定者」という。）に対し、「廃棄物処理法」、「産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の積替え保管施設に係る指導指針」及び「産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物処理施設に係る指導指針」等に定める基準等（事業計画、処理フロー、処理方式、施設の構造等産業廃棄物の処理工程に係る事項に限る。）との適合状況等に関して、産業廃棄物指導課と事前協議を行うよう求める。

(その他の法令に係る事前協議)

第5条 産業廃棄物指導課長は、必要に応じて、その他の法令を所管する部署（以下「関係課」という。）に対し、産業廃棄物処理施設設置計画書又は産業廃棄物処理施設変更計画書を送付し、事前協議が必要か否かを確認する。

2 産業廃棄物指導課長は、設置等予定者に対し、前項によりその他の法令に係る事前協議が必要とした関係課と事前協議を行うよう求める。

3 産業廃棄物指導課長は、設置等予定者に対し、前項に基づき行った事前協議の結果について、事前協議報告書（様式3）による報告を求める。

(紛争の予防に係る助言)

第6条 産業廃棄物処理施設の設置及びその運営に伴う周辺住民との紛争を予防するため、産業廃棄物指導課長は、設置等予定者に対し、設置場所周辺の住民に事業概要及び環境保全措置等を説明等するよう求める。ただし、「産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する要綱」の対象施設については、同要綱による。

(その他)

第7条 上記に定めるものの他、必要に応じて関係課と緊密な連携をとり、対応していく。

附則

適用期日 平成4年3月18日

附則

改定 平成11年3月23日

附則

改定 平成27年4月1日

附則

改定 令和6年4月1日

経過措置 改定の日前に提出された産業廃棄物処理施設設置計画書又は産業廃棄物処理施設変更計画書に係るものについては、なお従前の例による。

別表第1（第3条第1項関係）

産業廃棄物処理施設設置計画書に係る添付資料

(1) 事業場付近の見取り図
(2) 事業場に関する土地の地番図、公図等(※1)
(3) 事業場に関する土地の地番ごとの地目及び所有権等の状況（様式4）
(4) 事業場内の配置図
(5) 事業場内の排水系統図
(6) 建屋の構造（平面図、立面図、断面図等）
(7) 処理フロー図
(8) 処理施設の概要（仕様書、パンフレット等）
(9) 処理施設の構造（構造図、平面図、立面図、断面図等）
(10) 処理能力の算定資料
(11) 保管施設の構造（構造図、平面図、立面図、断面図等）
(12) 環境保全設備の概要（方式、構造、能力等）
(13) その他産業廃棄物指導課長が必要と認める書類

※1 「地図（登記事項証明書の地番を記載したもの）」又は地図に準ずる図面として「公図」など。現在の状況が分かるものであれば作成時期は問わない。

別表第2（第3条第2項関係）

産業廃棄物処理施設変更計画書に係る添付資料

(1) 事業場付近の見取り図（※1）
(2) 事業場に関する土地の地番図、公図等(※1、※2)
(3) 事業場に関する土地の地番ごとの地目及び所有権等の状況（※1）（様式4）
(4) 事業場内の配置図（※1）
(5) 事業場内の排水系統図
(6) 建屋の構造（平面図、立面図、断面図等）
(7) 処理フロー図（※1）
(8) 処理施設の概要（仕様書、パンフレット等）
(9) 処理施設の構造（構造図、平面図、立面図、断面図等）
(10) 処理能力の算定資料
(11) 保管施設の構造（構造図、平面図、立面図、断面図等）
(12) 環境保全設備の概要（方式、構造、能力等）
(13) その他産業廃棄物指導課長が必要と認める書類

※1 変更内容に関わらず、必ず添付のこと。

なお、※1以外の資料について、現況と変更が無いことにより省略した場合でも、産業廃棄物指導課及び関係課との事前協議において、提出を求める場合がある。

※2 「地図（登記事項証明書の地番を記載したもの）」又は地図に準ずる図面として「公図」など。現在の状況が分かるものであれば作成時期は問わない。